

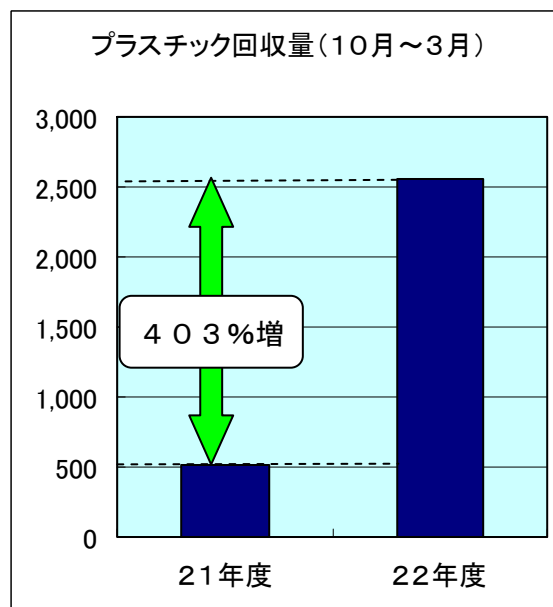
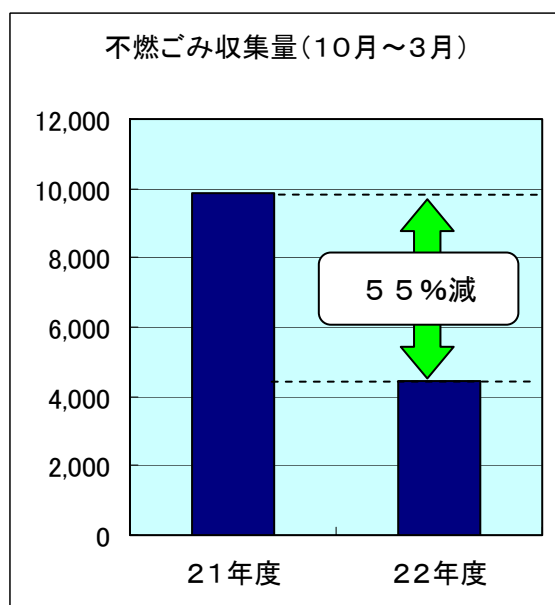
第2章 特色ある取り組み「廃プラスチックの資源化拡大および資源物の戸別回収」

本市の先進的な取り組みや、施策として重要な取り組みを「特色ある取り組み」として取り上げています。今回は、廃プラスチックの資源化拡大および資源物の戸別回収について取り上げました。

市民の皆さんの協力によりごみの減量と資源化が進んでいます！

市では、限りある資源を大切にし、自然界への負荷を低減した、安全で快適に暮らせる「循環型都市八王子」の実現をめざしています。

そのため、22年10月には、循環型都市八王子プランの前半の主要施策である「プラスチック製容器包装の資源化拡大」および「資源物の戸別回収」を実施しました。この結果、不燃ごみの収集量は55%削減されました。さらに、資源物の回収量において、プラスチックは403%、古着・古布は70%、そして資源物全体でも33%の増加（10月から3月までの6カ月間の対前年度比）となり、本計画がめざすごみの減量と資源化に大きく前進しました。このことは、日の出町にある最終処分場を長く使用することにもつながるものです。



また、この制度改正と同時に老朽化した館清掃工場を停止し、4工場体制から3工場体制としたことで、建て替え費用や運営費用などを節減でき、その効果は、今後25年間で約200億円にのぼる見込みです。

(1) プラスチック製容器包装の資源化

家庭から排出される不燃ごみは、鉄、アルミおよび可燃物などの資源となるものを取り除き、ニツ塚処分場(日の出町)に埋め立てています。

ニツ塚処分場は、本市を含む多摩地域25市1町で組織する東京たま広域資源循環組合が運営しており、約400万人の家庭から出されたごみを受け入れています。本市が同処分場に持ち込むごみの埋立量は多摩地域全体の約40%にもおよんでおり、新たな処分場の確保が困難な状況の中で、同処分場を一日でも長く使用するためには、特に本市の不燃ごみの減量がとても重要となっていました。

プラスチックは、軽くて強く、腐食しにくいというえ、水や気体を通さないなどの性質があるため、プラスチック製の使い捨て容器・包装材は、その製造および販売面の利便性から、どんどん生活の中に浸透してきました。



プラスチック製容器包装

本市の不燃ごみの約6割がプラスチックであることから、計画では、埋立ゼロを達成するための主要な施策として、市民要望の高い廃プラスチックの減量・資源化の拡大を掲げ、これを推進しました。

なお、回収したプラスチックは、国が指定した日本容器包装リサイクル協会が実施する入札により再商品化事業者引き渡され、22年度は、プラスチック製の杭、パレット、板、棒、擬木やコークス炉の化学原料、合成ガスにリサイクルされました。

(2) プラスチック資源化センターの稼働

プラスチックの資源化を実現していくためには、プラスチックを選別・圧縮・梱包するための中間処理施設の整備が必要となります。

そこで、旧戸吹清掃工場跡地に、周辺環境や作業環境が安全で安心な中間処理施設の整備を行いました。

このプラスチック資源化センターは、1日に40トンのプラスチックと12トンのペットボトルを処理する能力があります。また、特に、臭気・揮発性有機化合物（VOC）対策では、「光触媒分解方式」＋「活性炭吸着方式」の2段階方式を採用し、全国の先駆けとなる施設を実現することができました。



選別・圧縮・梱包したプラスチック
【プラスチック資源化センター内】

(3) 資源物の戸別回収の実施

16年10月から実施した指定収集袋制度（有料化）では、「ごみ」は戸別収集としましたが、「資源物」については集積所回収としたことから、集積所まで資源物を運ぶことが重くて大変なうえかさ張るなど、古紙類については十分な分別がなされていませんでした。

可燃ごみの内容物を調べた結果、約13%は資源化できる古紙が含まれていたことから、分別の徹底を図るためにも戸別回収を実施していくことが重要であると考えました。

戸別回収を実施することで、分別意識の向上が図られるとともに、排出者責任が明確となり、また利便性が高まることで、よりごみの減量と資源化が促進され、また、集積所での問題点である不法投棄や資源化不適物の排出などが解消できます。

(4) 資源物の持ち去り行為を禁止

資源物を一生懸命分別しても、ごみ集積所から市の指定業者以外の者が、無断で持ち去る行為が多く見受けられたことから、22年10月の資源化を促進する制度改正に合わせ、既存の条例を改正し、持ち去り行為の禁止およびその禁止命令に違反した場合の罰則規定などを決めました。